

# 琴歌譜「阿遊陁扶理」攷

——正月七日節饗宴歌への由縁——

賀 古 明

故佐佐木信綱博士の、数多い、国文学関係資料の発見の内に含まれる、「琴歌譜」に関する小論考を呈し、  
慎んで追悼の意を表し奉る。

七日阿遊陁扶理

大帯日子天皇、后尾張国孕任 忽焉臨産以使者奏天皇 即時遣使者召上 到春日穴杭邑 所生王子 雅帶日子太子 天皇大歎意 即歌者

たかはしのヤ みか井のすみづ あらまくをヤ すぐをきて  
いでまくをヤ すぐをきて なにか汝がヤ ここにいててを  
るヤ すみづ いててをる すみづ マシエ マエ エシヤ

琴・17・譜詞①

いすのかみ ふるの山の くまかつめヤ むつまろかもし かか  
つめヤ やつまろかもし むつましみヤ われこそ こゝにいて

てをれヤ すみづ いててをれ すみづ 琴・18・譜詞②

あさかりにヤ 汝夫かとほりし橋のさきヤ 杭をよろしみ 峽の  
江のヤ つきをよろしみ われこそヤ こゝにいててをれヤ す  
みづ いててをれ すみづ マシエ マ エシヤ 琴・19・譜詞③

右の三歌譜に附けられている「縁記」をはずして、この三歌譜の対応意から享受される情意は、男の問い掛けの歌謡（琴17）に對して、女が詠い返している二歌謡（琴18・19）によって、相互の恋情意を交わしている、恋情意表現歌謡として理解され得るものであることは、今更に、詳説の要はないことである。

なお、この三歌謡に附けられている歌曲名「阿遊陁扶理」の意義<sup>①</sup>及び「縁記」に關しては、先に小発表、小論を成している故に、今度は、それらについての記述は除き、本稿においては、この三歌謡が、「正月七日節」の饗宴歌として詠われたものと記されているこ

との、由縁とその意義とに關しての考究結果を記述するに、主眼を置くこととした。

なお、「琴歌譜」に關する註解書は、

木本通房氏著「上代歌謡詳解」

武田祐吉博士著「琴歌譜歌謡集全講」

小西甚一博士校註「日本古典文学大系古代歌謡集—雜歌」

の他になく、この三書の説は考究圏内に入る。

本論考の考究目標の追求のためには、まずこの三歌謡に用いられている地名、

。石上（伊須之可美—譜詞・歌詞共、同字）

。布留（布流—譜詞、布留—歌詞）

。高橋（多可波試—譜詞、多可波之—歌詞）

の位置、及び、その相互の關係を確認することを必要とする。

木本氏及び小西博士は、共に、日本書紀の武烈巻にある、左の歌謡を根拠とされている。

石の上 布留を過ぎて 薦枕高橋過ぎ 物さはに大宅過ぎ 春日  
春日を過ぎ 孀ごもる小佐保を過ぎ 玉笥には飯さへ盛り 泣き  
そぼち行くも 影媛 あはれ

紀 94

しかし、この歌謡における「石上・布留・高橋」の地理上の關係が、具体的にそのままにあてはまるものであるか、疑問の余地が残る。ここに、まず、再検討の必要が見られる。

ただ「石上」は、山辺郡天理市内の東部、石上神宮のある、布留山の西方山麓一帯の地の呼称であることには問題はない。

「布留」は、石上の中の小地名であることは、記紀の時代においては、又すでに問題はないとみられる。これは、顯宗紀即位前記中に、

「石上振之神楯 伐本截末 於市辺宮治天下二天萬國萬押磐  
尊 御審 僕は也」

とある記録の表記意識にうかがわれ、更に、その繼承用法と認められる「石上振之神杉」、更に「石上振里」などの十用例に見られる用法意識によつてうかがい知られ、「石上布留」は「大地名十小地名」の一連の既成表現用句として、歌謡作者に親しみ用いられていたと見得ることによつて明瞭である。

しかし「高橋」には問題がある。地名「高橋」は、比較的多く各地に見出され、普遍性のある小地名性の地名である故に、同じく「高橋」と称しても、同地であるか、否か、の点はかなり慎重に検討の余地が残される。

武烈紀の、前記引用の歌謡中の「高橋」は、その叙述が「石上・布留」（「薦枕」高橋）（「物さはに」大宅）（「春日の」春日）（「孀ごもる」小佐保）の順に、道行文的表現がされていることから、当然、「石上・布留」と「大宅」との間にある地と考えられ、既にこの説は提示されている。すなわち、木本氏の詳解（琴16ノ歌注）に、阿遊陀扶理の「高橋」と「薦枕」高橋」とを同地とする考えを前提とし、その立証としての「（薦枕）高橋」に關して上記の意見が記されており、なお、その地を「樸本町」「和爾」「石川」「別所」のいずれかの地域内であろうとされている。これは、推定地域がやや広範囲であるが、大觀的にはほぼ妥当であると考えられ

る。更に、北島霞江氏は「万葉集大和地誌」中に、「(薦杖) 高橋」について、

「高橋は地名で、現在国鉄桜井線樺本駅の西を流れる高橋川上流一軒半ぐらゐるにその地あり、東大寺文書の中にその領地樺庄を灌漑するためにその高橋から流れる高橋川を穿通したことが見え……」

と記されており、前説より確かに一箇所にしほり、「樺本」附近の地とし、その「高橋川」の上流の地であるとされている。ここに立証文書としてあげられている「東大寺文書」は「東大寺統要録」の「寺領章」中に収められている次の文書である。(この文書はやや長文である故、必要関連の部分のみを次に記す。)

#### 一、樺庄巖池間事

当庄内有池名巖池。中古以来切彼堤。雖不洪水。通此古池之中。要水流入当庄。而雜役庄并他寺領々主庄民等同心而築彼堤。漉瀉流水。可懸取他庄之由張行、即庄民并彼寺々僧以数万人人々夫築此堤了、此儀若成弁者、樺庄以何水。可耕作哉……(中略)……

東大寺領大和国樺庄訴用水間事定濟僧正申状副具書 如此候可止新儀沙汰之由可 有御下知寺家并両院家之旨 院宣所候也 以此旨可下令披露給上 仍執達如件

二月廿日

左大弁資宣

謹上 権 弁 殿

高橋川一井三池

右為 樺本庄田穿也

惣井功並用物勘注如左

(中略)

以前始自神護景雲三年十二月十日 至于神護景雲四年四月一日 用雜物并役單功等如前……(中略)為樺庄所被掘之池之事此日記分明也(以下略)

この「樺庄」に関しては、更に、「東大寺要録」に所収されている次の「東大寺牒」の一つを併記して参考資料に加えておくこととする。

東大寺牒 当国衛

欲被免除寺家香菜庄園司等。防河夫役並臨時雜役。状

添上郡五所 和邇庄、大宅庄、中庄、樺北庄、寶川庄

添下郡二所 松本庄、楢庄

山辺郡 布留庄、菅田庄、千代庄(以下中略)

寛弘七年八月廿二日

この文書中の「樺北庄」は、前記引用文書の「樺庄」であり、なお、同じく「添上郡五所」の中に「和邇庄」「大宅庄」が見え、又、「山辺郡」の中に「布留庄」が見られることは、本問題に関連して注意すべき記録文書である。

更に、大系本「古代歌謡集」中の「紀九四」の頭注(土橋寛氏校註担当分)も、前記引用の「東大寺統要録」所収の文書による「樺本」附近説によられている。<sup>⑩</sup>

ただ、武田博士は「記紀歌謡集全講」中の「紀九四」の「釈」に、「高橋、地名、山辺郡」

へ記されて、「山辺郡」内説である。但し、上記以外に詳説はなく、立証根拠は不明である。

以上の考察の結果としては、現存資料によるかぎりでは、地理上からも、「紀九四」中の「高橋」の地は、樺本附近と見ることに妥当性が多く、大略、定説となし得ると考えられる。

しかし、なお、上記の「紀九四」の中の地名（「蘆枕」高橋）の地名考証の結果を、直ちに「阿遊陁扶理」中の地名「高橋」の所在立証とすることは、早急の考案であり、立証不十分である難を免れ得ない。

ここに、問題点は、更に「紀九四」における「石上・布留・（蘆枕）高橋……」と地名が、地理上の連関性に主体を置いて道行文体表記法がなされている用法と、その表記実態を思惟基盤としながらも、その道行文体的地名連続の表記法を、一歌謡中の、強調・整備・修飾部の表現要素句として、主情意表現部の主情を補強するために用いるに至っている手法への推移用法との間に、当然見出される、用法意義の推移——より文芸的・文学的手法としての用法推移の意義をまず見究める必要が存する。このための好適の用例歌として、（万葉集歌中の唯一の例歌ではあるが）次の歌がある。

石上振之高橋 高々爾 妹之将待

夜曾深去陳思 12・二九九七、寄物凍見

この歌の上二句は序詞であり、その末句の「高橋」から第三句の「高々爾」を引き出している用法の「寄物陳思」歌であって、この

場合、「高橋」を地名とみ得る可能性はうすく、この「高橋」は、「（橋脚の）高い橋」と多く解説されており、その他には、布留の神の「神庫」に昇るための「高い梯」と説かれていた説があつて、地名としての解説は全く見られない。上記の如き、この序詞の解釈の立場にあるかぎり、この「高橋」を地名とする根拠は全くなく、本論の立証参考資料とはなし得ないこととなる。

たしかに、この万葉集歌中の「高橋」は、この一首中での用語関連の關係のみを、用語そのもののみによつて解釈するとすれば、上記のとおり「高橋」（それを「高い橋」又は、「高い梯」のいずれに解釈するとしても）は、「品物」意識で用いられていると認めるのはかない。しかし、この上二句の序詞は、「石上振之高橋」とある、一つの既成句を導入して用いている手法のものとみるべき性格を有する句であつて、その中の「高橋」のみによつて考究さるべきものではないはずの句である。ここに、「石上振之高橋」の句を使用した作者の作歌思维の基底には「石上・布留・高橋……」と連なる道行文的表現の先行用例における地名連記の手法による道行文的表記、あるいは、それから既成された既成句としての「石上・布留」「石上・布留・高橋」が、一連の作歌用句として、既に一つのままとまったものと把握されていた故に「高々爾」の句を引き出すためには、直接的に「高橋」（又は「高梯」のいずれか）の語のみでよかつたにもかかわらず、「高橋」の語を使用しようと思惟した立場、そこに「石上振之高橋」の句が自然に置かれるに至っているのであると考えられる。これは、この作歌時に、その作者は、この序詞句を道行文的表現句と考える思惟さへも、もうあるいは全く持つてい

ないで（あるいは、知っていないで）使用したのであるかもしれない。しかし、それにしても、そのようにして用いられている序詞部分分が、一つの既成句態性を持っており、それがそのままに用いられていることは、この歌の成立以前に、既に「紀九四」の歌謡においてみられるような「石上、布留、高橋……」という道行文的表現手法が、興味ある表現法として、歌人間に繁用され、その要約表現手法句としての「石上振之高橋」のような句が作り出され得ていたことよってであるであろうことは十分に考へ得る素地がある。

したがって、この万葉集歌における、序詞と、主情意表現部の「高々」との関連は、「高橋」の語の「高」との同訓性のみによつて「高々」を引き出している手法のものであつて、「高橋」の語が「高々」の語を引き出しているのではない。このように序詞部の末尾語の構成要素語の一語（この場合「高橋」の「高」のように）が、次の主情意表現部の初頭語句を、同訓性又は同音性のみによつて引き出している用法は、万葉集歌の表現手法として比較的多く用いられており、しかもこの手法は、技巧としてかなり成熟した時機に繁用される、繊細な手法——万葉集歌における諸種の表現技巧としては高度なものといひ得るものであり、この歌が作者不詳歌であるが、巻十二の中の、人麻呂歌集類の以後に所収されていることによる作歌時の新しさにふさうものであるとなし得よう。上記のような筆者の見解は、今日までの先行説に全く離反するものである故に、かなりくどい論述とならざるを得なかつたが、本論考として必要な要点は、この序詞部分が既成要約句「石上振之高橋」を採り入れて、一首を構成している手法の歌であり、そこに使用されている既

成句には、この作歌以前においては、地名連続使用の道行文態としての思惟が根幹思惟としてあつたものであることを認知することにあつたのである。すなわち既成句「石上振之高橋」の句のみにおいては、「高橋」は本来地名と思惟されていたものであつたのである。

なお、更に注意しておかなければならない問題がある。それは、上記のような既成句「石上振之高橋」の句が、後の享受者、すなわち解釈者（研究者を含めてもよいが）に享けとられる場合（在来の解釈におけるように「高橋」を「品物」として解釈する場合は、既論のことである故に、別として）、それを、一応、單純に地名として解されるとすれば、「振之高橋」の表記からは、「振」の地内の「高橋」としての小地名（その実在、非実在の問題は別として考慮されないうまま）と享けとられることは必然のことである。

しからば、万葉集歌の「高橋」と日本書紀歌謡の「（蘆枕）高橋」とは、前者が「山辺郡」内の地、後者が「添上郡」内の地として全く別個の地の名称であることになる。ここに「（蘆枕）高橋」は前記の考察の結果として「添上郡」内の地で、略々樺本近辺と考えることは、研究の現段階において認め得ることであるとするとしても、万葉集歌の「高橋」はその実在地域を推定し得る一片の古代文献資料も今日見出されていない。ただ、武田祐吉博士は、この万葉集歌の「高橋」を「山辺郡」内の地名とされている。しかし、その前提に、前記した「紀九四」の「高橋」を「山辺郡」内の地名とする説を証として記されているのみである故に、本論考においては残念ながら直ちには納得し得ないことであり、「高橋」の「布留」内地名説の確認には役立たせ得ない。

このような現段階においては、万葉集歌の「高橋」を實在地名と決する立証は全くなく、むしろ、前記のように、表現技巧からの考察として、この「高橋」の語の用法意義を見究めることに、より妥当性が見られるのである。

「阿遊陁扶理」の「高橋」もまた、この万葉集歌における使用態圈内の用法、すなわち「紀九四」における道行文的用法から、文芸的表現技巧に推移した用法——要約既成句としての用法に含まれる、實在地名性の稀薄化した用法のままに、ただ、特定地名「石上・布留」に接続した地名的関連表現用語として「高橋」が取りあげられ、そのためにのみ用いられているものと認められる性格を既に保有するに至っている（と考えられるに至っている）用法のものである。

それは「阿遊陁扶理」三首の恋情意表現歌としての対応意の面から見るることによっても、「石上・布留」に対して、この「高橋」は、その地域内、もしくは、かなり近隣の地として、歌中に用いられているものであるからである。この「高橋」を「紀九四」の「高橋」と同地とみるとすれば、「布留」の地と「樸本」とは略三キロメートル（一里半）の距りがあつて、「阿遊陁扶理」の三首の恋情意対応表現に見られる近隣性には全くそぐわない地理的關係となるからである。

結局「紀九四」における「石上・布留・高橋」の道行文的實在地名関連表現を源泉として、生み出さして来た、その要約既成句「石上振之高橋」における非實在の地名性語「高橋」の用法と同圈内用法において「阿遊陁扶理」にても「石上・布留」の近隣地として、

非實在の地名性語「高橋」を、作者の作歌時の作歌思惟の中に、表現技巧として浮びあがらせ、「石上・布留・高橋」の地名連統の思惟基盤の上には、その表現構成をなさしめて、いるところの推移的用法性のものであると認めらるのである。

かくのごとく、「紀九四」の「高橋」から、万葉集歌の「高橋」・「阿遊陁扶理」の「高橋」における推移的用法が現れて来ているのであるが、更に、この万葉集歌の作者にも、「阿遊陁扶理」の作者にも、その作歌時の作歌思惟の根底に、それぞれの作者が、源泉としての「紀九四」における基本的用法を、どの程度に、自ら意識して、この語を用いるに至っていたのか、又は、全く無意識に継承既成句として類型的に使用したものであるか、の判別は必ずしも十分に明確になし得ないではあるが、少くとも源泉としての「紀九四」における「石上・布留・高橋」の連統的地名表記の道行文体的思惟の血脈は、万葉集歌にも、「阿遊陁扶理」にも流れこんでいると認める血縁関連は否定し得ないと考えられるのである。

しかも、更に「紀九四」は、「紀九五」及び「紀九二」「紀九三」と共に、それらの歌謡の、日本書紀における所収態からみて、これらの歌謡は、明らかに、複姓「石上」を持つ物部氏の氏族伝承歌謡であつたと認め得るものである故に、少くとも、「阿遊陁扶理」は、それが保有する古代民謡性的血縁からしても、これが、物部氏の氏族伝承歌謡圈内において生れ、その圈内で保有された歌謡であることとみることは妥当と考えられることである。

さて、ここに、本論考の最終結論へ到達するためには、なお更

に、前提的検討を終えておかなければならない問題がある。その一つは、「石上」を複姓として持つ物部氏の氏族性格、特に、その大和宮廷下における分掌職分・職域の把握の問題である。しかし、この問題は、既に、史学研究の世界においては、大観的には見解が示されているように、この物部氏は、大和宮廷に、功臣として、公事に奉仕し、特に「武」の職掌を中心としてそれがなされていることが明らかにされている。

次に、「石上」を複姓として持つ、この物部氏と、石上神宮との関連に眼を通しておかなければならない。

石上神宮に関しては、神武記の建御雷神の「降横刀」の条の注に、  
(1) 「此刀名、云<sub>レ</sub>佐士布都神、亦名云<sub>レ</sub>甕布都神、亦名布都御魂、此刀者坐<sub>二</sub>石上神宮<sub>一</sub>」<sup>①</sup>

とある伝承記録が、古事記での初出である。次に、垂仁記の初頭の系譜(帝紀)の条に、御子印色入日子の命につき、

(2) 「次、印色入日子命者、……(中略)……………」  
坐<sub>二</sub>鳥取之河上宮<sub>一</sub>、令作<sub>二</sub>横刀壹斤口<sub>一</sub>。是奉<sub>レ</sub>納<sub>二</sub>石上神宮<sub>一</sub>。即坐<sub>二</sub>其宮<sub>一</sub>定<sub>二</sub>河上部<sub>一</sub>也。」

とある他には、履中記に、履中天皇が、石上神宮に上幸され、参拜されたとする記載があるのみであり、石上神宮の祭神については、何も記されていない。ただ「刀・横刀」が奉納されたとすることがみられるのみである。このような「刀」の奉納のことは、石上神宮の場合のみかぎらないと推考されるが、なお決定的には言い切れないことである。しかし、この伝承記録の内容が、特に、石上神宮

に「武」の社としての特定意義を附加して、後には考え伝えられている。ただ、この特定意義が、石上神宮の祭神と本来如何なる関連があるものか、否かは、ここまでの古代古典資料においては、前記のとおり、祭神が明示されていない故に、全く不明である。

日本書紀には、神代紀の「八岐大蛇」伝の条の第二の一書中に、「至<sub>二</sub>斬<sub>レ</sub>尾時<sub>一</sub>、劍刃少欠、割而視之、則劍在<sub>二</sub>尾中<sub>一</sub>。是号<sub>二</sub>草薙劍<sub>一</sub>。此今在<sub>二</sub>尾張国吾湯市村<sub>一</sub>、即熱田祝部所掌之神是也。其断<sub>レ</sub>蛇劍、号曰<sub>二</sub>蛇之窟<sub>一</sub>正、此今在<sub>二</sub>石上<sub>一</sub>也」

とあるのが初出であり、この「石上」が石上神宮のことであると多く解説されているが、必ずしも確かではない。しかも、それ以上に、この伝承記録そのものが、その記述体からみても、決して古伝ではなく、日本書紀の文体・内容の整備の経過路上において、適宜に構成挿入された「一伝」的追加解説文体と認められるものであることからして、きわめて、古伝としての信憑性に欠けるものである。故に、石上神宮の性格を見きわめる資料とは全くし得ないものである。次に、垂仁紀の三十九年冬十月の条の記録に、

(1) 「廿九年冬十月、五十瓊敷命、居<sub>二</sub>於茅渟菟砥川上宮<sub>一</sub>、作<sub>二</sub>劍一千口<sub>一</sub>。因名<sub>二</sub>其劍<sub>一</sub>謂<sub>二</sub>川上部<sub>一</sub>、亦名曰<sub>二</sub>裸伴<sub>一</sub>、(裸伴、此云<sub>二</sub>阿箇播那我等母<sub>一</sub>)、藏<sub>二</sub>于石上神宮<sub>一</sub>也。是後命<sub>二</sub>五十瓊敷命<sub>一</sub>俾<sub>レ</sub>主<sub>二</sub>石上神宮之神宝<sub>一</sub>」

とある。これは、前記引用の、古事記の伝承(2)の内容と相応するものである。なお、これに、次の別伝の一書が併記されている。

(2) 「一云、五十瓊敷皇子、居<sub>二</sub>茅渟菟砥河上<sub>一</sub>、而喚<sub>二</sub>鍛名河上<sub>一</sub>作<sub>二</sub>大刀一千口<sub>一</sub>、是時、楯部、倭文部、神弓削部、神矢作部、大穴磯

部、泊櫃部、玉作部、神刑部、日置部、大刀佩部、并十箇品部賜五十瓊敷皇子、其一千口大刀者、藏于忍坂邑、然後從忍坂移之、藏于石上神宮。是時、神、乞之言、春日臣族、名市河令治。因以命市河令治、是今物部首之始祖也。」

この伝承記録の「藏于石上神宮」までは、前記の本文(1)と略々同系伝承とみられる。しかし「是時」以後の部は、その記録文体(＝伝承文体)は「始祖」の尊貴化手法の表現態であって、そのままに信憑し得ないとしても、物部氏族と、石上神宮との、後代での関係の始源伝承として構成し、遡上して語るために作られたものと享けとられ、その両者の後代での関係の实在確認の補助資料とはなるものと認めてもよいと考える。

なお、日本書紀には、前記の「一云」に次いで、本文として、次の伝承記録がある。

(3) 「八十七年春二月、丁亥朔辛卯、五十瓊敷命、謂妹大中姫命曰、我老也、不能掌神宝。自今以後、必汝主焉。大中姫命辞曰吾手弱女人也。何能登天神庫耶。(神庫、此云保玖羅)五十瓊敷命曰、神庫雖高、我能為神庫造梯。豈煩登庫乎。故諺曰神之神庫隨樹梯之。此其緣也。然遂大中姫命、授物部十千根大連而令治。故物部連等、至于今令治石上神宝、是其緣也。」この伝承記録の中、五十瓊敷命と大中姫命との対応会話表現の部分は、伝承の(語りの)強調表現であるにすぎず、「神庫」の「梯」のことは、むしろ「諺」からの逆作成のものと考えられるものであり、信憑性はきわめて稀薄である。しかし、その以後の部分は、物部氏と石上神宮との関係の起源伝承資料として一応留意すべき部分

である。

なお、日本書紀には、石上神宮にかかわる、次の記録が所収されている。(この記載以後は全く石上神宮関係の資料が所収されていない。)すなわち、天武紀の三年の条に、

「秋八月戊寅朔庚辰、遣忍壁皇子於石上神宮、以膏油塗神室、即日勅曰元來諸家貯於神府。宝物、今皆還其子孫。」

とある。この記録は、天武二年の飛鳥浄御原宮における即位後のこととして所収されており、壬申の乱の終焉後の、天武宮廷の確立の所置となされた政治的意義を持つ施策であるとみられ、そこに「神宝」とあるは、前記の垂仁紀所収の伝承記録にのこされている文体表現構成の一つの参考としてみる時、それは、武器を主としたものであったと考えることは、まず妥当であろうと思われる。したがって更に、「元來諸家貯於神府」のことは、いかなる事由によってなされたことであるかは、これを確知する資料もなく不明に属するが、壬申の乱を終えて後の所置であるという史的事実性から考えれば、それが、壬申の乱中の(あるいは、その直前頃からの)交戦状態時の所置であったと考えられる意義相とみるのが妥当であろうと思われることであり、必ずしも、単に、神の社への奉納物としてのものでなかったことは、一応「貯於神府」と記されている記録文体と併せて考えられることである。ただ、その管理が何人―何氏族によってなされていたかは、この記録文には全く記されていない、不明である。公式には、忍壁皇子とみなしてもよい記録文態であるが、実務者としては、恐らく、物部氏(複姓石上氏)であったとみてよいと思われる。このこと的事由立証は、前記の垂仁紀所収



の起源伝説的記録のみを根拠とするのではなく、むしろ天武代以後の、(石上)物部氏の、天武宮廷における所遇と、その奉仕職掌性格から考へ得ることである。

なお、天武紀即位前記(Ⅱ壬申紀)の記録中に「舍人朴井連雄君——(物部雄君連)・(物部首日向)・(物部連麻呂)の三人の「物部」姓の人名が記録されている。この内「朴井連雄君」は、壬申の年、天武天皇が東国に行かれた折、その車駕に従った人々として、「是時、元從者、草壁皇子、忍壁皇子、及舍人朴井連雄君、……(中略)、之類、廿有余人、女孺十有余人也。」

とあり、舍人の筆頭に記されており、その「薨」の時の記録として、天武紀二年六月の条に、

「物部雄君連、忽發病而卒。天皇聞之、大驚、其壬申年從、車駕入東國、以有大功、降恩贈内大紫位、因賜氏上。」

と記されていて、専ら天武天皇側の人物として、その功を讃え、厚遇されていることが認められる。しかるに「物部首日向」は、壬申紀に、

「是時、近江朝、聞大皇弟入東國、其群臣悉愕、京内震動、或遁欲入東國、或退將匿山沢。」

と記している状況の中で、大友皇子が「東國」・「倭京」・「筑紫」・「吉備國」に使者(Ⅱ將軍)を遣わし、「並悉令興兵」られた折、「倭京」への使者として任命されており、後、壬申の戦の最中、飛鳥寺のあたりで穂積臣百足とその弟五百枝と共に捕えられている。ただ、その時、百足はその直前に斬殺されているが、日向は五百枝と共に「俄而赦之、置軍中。」という所置がされたと記されている。

この「俄而赦之」の所置の事由は全く記されておらず、不明であるが、ただ、朴井(物部)雄君の功に連る所置ではなかったかと推考し得る余地はある。次に、物部連麻呂については、天武紀元年(壬申紀)に、秋七月の壬子日(二十三日)の条に、

「於是大友皇子、走無所入、乃還隱山前、以自縊焉、時左右大臣及群臣皆散亡。唯物部連麻呂且一舍人從之。」

とあって、壬申の戦中は、大友皇子側に従っていたことが明らかにされている。しかるに、次に、その名が記されている、天武紀五年冬十月の条には、

「甲辰、以大乙上物部連麻呂為大使、大乙中山背直百足為小使、遣於新羅。」

とあり、更に、同じく六年二月の条に、

「二月癸巳朔、物部連麻呂至自新羅。」

とあって、既に、天武宮廷でかなり重用されていることが記されている。これも同じく、雄君の功に負うところが、一つの「重い」素因であったと考えることも妥当であろうと思われる。ただ、麻呂の薨去記録——元正紀養老元年三月の条に、

「三月癸卯、左大臣正二位石上朝臣麻呂薨、帝深悼惜焉……(中略)、大臣、泊瀨朝倉朝庭大連物部目之後、難波朝衛部大華上宇麻乃之子也。」

とあり、これによれば、左に略記する、物部氏本系の系譜、

饒速日命(伝)……可美真手命(伝)……伊香色雄命(伝)……十市根命(伝)……十千根大連)……伊高弗(履中紀)……目(雄略紀)……尾興(欽明紀)……守屋(敏達紀、用明紀・崇峻紀)……

に連なる人であり、守屋歿後、衰運に入っていた物部氏の氏族地位を昔日の姿に戻した人として注意すべき人物であり、元明、元正兩朝には左大臣として、人臣の最上極位を得ている。なお、その子の乙麻呂は、聖武・孝謙兩朝に仕え、中納言從三位を極位とし、その子の宅嗣は、淳仁、稱徳、光仁の三朝に仕え、大納言正三位兼式部卿を極位としている。この間、物部氏の複姓「石上」のみられる確かな資料と考えられるのは天武紀末の朱鳥元年、天武天皇崩御（九月九日）後の「殯庭の哭」の記録中に、

「次直広參石上朝臣摩呂誄法宮事。」

とあるのが、初出と認められるものである。その後には、「石上」を主として用いている。ただ、宅嗣が、光仁代の宝龜六年十二月に、「賜姓物部朝臣」を「請願」して、改姓し、再び、宝龜十年十一月、「改物部朝臣」を請い、「賜石上大朝臣」のこととなる間の約四ヶ年は、「物部」姓を用いている記録のみである。しかし、その後、光仁代の天応元年六月の「薨」時の記録、

「大納言正三位兼式部卿石上大朝臣宅嗣薨」まで、すべて、「石上」姓が用いられている。

以上の記録から、記録上の初出は、前記のとおり、天武代末の朱鳥元年であるが、事実、複姓「石上」を賜わったのは、なお、それより以前であると考えられることである。この考察は、天武紀十年の次の記録資料、

「十年春正月辛未朔壬申、頒幣帛於諸神祇。」(二四)  
癸酉、百寮諸人、  
拜朝庭。(七)丁丑、天皇御向小殿、而宴之。是日、親王諸王引入  
内安殿、諸臣皆侍于外安殿、共置酒以賜樂。則大山草香部吉

士大形、授小錦下位、仍賜姓曰難波連。(十一)辛巳、勅境部連石積封六十戶、因以給絶卅匹、綿百五十斤、布百五十端、饗一百口。(十七)丁亥、親王以下、小建以上、射于朝庭。(十九)己丑、詔畿内及諸國、修理天社地社神宮。」

「十年」十二月、癸巳、田中臣鍛師、柿本臣發、田部連國忍、高向臣摩呂、粟田臣真人、物部連摩呂、中臣連大島、曾禰連韓大書直智徳、并壹拾人、授小錦下位。」

を推定基礎とする。この記録は、壬申の変の後の、天武宮廷確立工作の諸事施行の中、天武八年の四月「乙卯」に「定諸寺名一也」と記録されている、この天武宮廷による、諸寺の統合掌握という、思想政策としての施政と同意義を含んでおり、これは、天武十年正月の三節の間に、天武宮廷による「頒幣」及び「神宮——修理」という形式において「天社地社（すなわち、国々の諸氏族の祭祀する、それぞれの国の『国魂の神』国主の神）」を、天武宮廷下に掌握することを主眼とした施政の記載と解されるものである。すなわちこの施政は実質上、天武宮廷下の諸氏族を一層強力に掌握するための、国家的思想統合政策としてなされたものであることは、また明らかである。

この折に、山辺郡の北半の地「石上」一帯を氏族の地とする、物部氏族の奉祀する、「布留」の地にある「国魂の神」国主の神」を、天武宮廷による「頒幣」・「神宮——修理」によって、国家的神宮として所遇し、その「石上神宮」の奉祀を、その地の物部氏に、国家的公務として主宰せしめたのであり、そのための明確な格付けとして、その物部氏に、複姓「石上」を賜わったのであると解することは、

さほど妥当性を欠く見解ではないと考えることである。<sup>②</sup>

しからは、先に、物部氏氏族伝承歌謡とみた「紀九四」「紀九五」及び「紀九二」「紀九三」の歌謡類は、物部氏氏族伝承の「語り」の中に挿入し、組み込まれて、その伝承を豊かにし、興味多くするために用いられていられ、「影媛伝承」を構成成立しているというように用途ばかりでなく、時には、あるいは石上神宮の神事の後の「直会」「饗宴」の席において謡われることもあったのではないかと考え得るものである。しかし、これを確証する直接資料は全くない。しかし、またこれを全く否定する直接資料もない。ただ、記紀の神話伝説と記紀歌謡との関連態には、神話・伝説と、その中に含めて伝承されている歌謡とが、本来（合体成立以前）は、全く別々の神話又は伝説と、歌謡又は歌謡群であったと認められるものが、大部分であり、それらが、記紀、それぞれの成立への目途、意義に添って、組合され、挿入されなどして、次第に、今日見る古事記、又は、日本書紀の型を構成しあげているものであるとみることは、これ以上、ここに詳説の手續を経るまでもなく、既に学界の定説となっていることである。このような成立までのかなり長い過程線路上においての「組合せ」又「挿入」などの「手垢」の「趾」も、既に、今日までに、かなり多く発掘され、分析されて、明らかにされて来ている。しかし、なお、まだ、十分な説明を得られていないものもかなり残されている。この中で、かなり難解な部分とされて、決定的な解明を得られていないものの中に、筆者が「志昆伝承とその附随歌謡群」<sup>②</sup>とよんでいるものがある。

この「志昆伝承とその附随歌謡群」は、古事記においては、顕宗天皇即位前記を構成する主要な伝承の「語り」要素として、清寧段の末尾に置かれている。しかるに、日本書紀においては、武烈天皇即位前記を構成するものとして、武烈紀初頭に収め用いられている。このような「志昆伝承とその附随歌謡群」が一団態のまま、記録において所収箇所を異にしているのは、本来この一団が、平群氏族のための「平群氏族伝承とその附随歌謡群」であり、顕宗・武烈のいずれの即位前記にもかわりないものであったからである。そして、そのような、ある一族族のための「氏族伝承とその附随歌謡群」が、記のある「段」・紀のある「巻」のそれぞれの成立目途に添って、これに便宜・有効なものとして取りあげられ、それぞれの「皇統伝承」の構成・成立のために用いられたために、所収箇所の相異という、成立経過の「手垢」を残すに至っているのである。<sup>②</sup>

しかも、なお、日本書紀のみには、武烈天皇即位前記の構成要素として、前記の「志昆伝承とその附随歌謡群」のみでなく、更に、「影媛伝承とその附随歌謡群」と筆者が名付けている「物部氏族伝承とその附随歌謡群」の一団が採り入れられ、それが、また組合され、挿入されて、構成を成立させている。この「物部氏族伝承とその附随歌謡群」の中に、先に例証歌謡として引用した「紀九四」があり、このほかに「紀九五」及び「紀九二」「紀九三」の歌謡が用いられている。

このような成立過程における「手垢」の「趾」の問題は、又、既に、神話又は伝説と、その中に含まれて伝えられている歌謡との関に、おいても、大略して、五種類ほどの「手垢」の趾が見出される。<sup>②</sup>

その中、最も多いのは、神話又は伝説に、それとは、本来全く由縁のなかつた遊離歌謡が、適宜に、その必要性に依じて、挿入されている型のものであり、このような場合、神話又は伝説の成立より、その挿入遊離歌謡の成立は、かなり後の、新しいものであることが、殆どすべての歌謡に見られる性格である。「紀九四」は、「紀九五」及び「紀九二」「紀九五」と共に、この類に入る表現性格を持つ歌謡である。

したがって「紀九四」は、武烈代のような古い時代の歌謡ではなく、かなり、その成立は新しいものと考えられるものである。しかし、その成立期は、他の記紀歌謡とも同様に、確認することは殆ど不可能なことである。ただ日本書紀の成立過程路線上の、天武代に比較的近い時期において歌い出され、成立しているものと考えられる可能性の多い歌謡である。すなわち、ここでは、「紀九四」の歌謡が「阿遊陁扶理」とは、さほど遠く時代の距つたというほどの歌謡ではなく、「紀九四」の歌謡中の表現技巧の特定な手法を標本とし、それが、やや推移した文藝的表現手段として採入れられ、「阿遊陁扶理」が歌い出され得ているという程度の時間上の年月的距りであると考え定められるのであって、「紀九四」の歌謡が、その程度の意味において、物部氏族伝承歌謡とみなし得る、その範疇内に入るものとも考えることも可能な程度の範疇的「近さ」を「阿遊陁扶理」に考えてもよいと思うのである。

かかる意味相の上から、「阿遊陁扶理」の三歌謡も、物部氏族内で生育し、保存され、伝承された歌謡であつて、「武」の職掌を主たる職分として、大和宮廷に仕え、それに添う職掌の一つとして、

石上神宮に奉仕することを、もう一つの職分とした物部氏族が、自族内伝承歌謡である「阿遊陁扶理」を、石上神宮の神事行事の後の「直会(饗宴)」の「饗宴歌」として奉誦したこともあつたであろうことは、十分考えられることである。これと同様に「阿遊陁扶理」が、「琴歌譜」の所載記録にみられるように、宮廷の正月節における「饗宴歌」の「大歌」として採り上げられていることは、「阿遊陁扶理」が物部氏族の伝承歌謡であると認め得る性格のものであり、その物部氏が、宮廷奉仕の、高位高官の伝統ある家柄であることによつて、十分に考え得ることである。

さて、最後に残る問題点は、この「阿遊陁扶理」の三歌謡が、正月三節(元日節・七日節・十六日節)の中の、七日節の饗宴歌として採りあげられている、その事由の解明を見出すことである。ただ、この問題については、「阿遊陁扶理」が、七日節の饗宴歌として「琴歌譜」に記録されているのは、「琴歌譜」の記録の素材となつた、七日節の饗宴の席で、その折、たまたま「阿遊陁扶理」が採りあげられて、謡われた故に、今日に伝承している「琴歌譜」中の、七日節の条に、「阿遊陁扶理」の歌謡三つが記録されているのであつて、そこには、七日節である故に、特にそのために「阿遊陁扶理」が採りあげられたとする特定の事由などがあるものではないとする、偶然採用説が提出される可能性もないとはなし得ない。もしこの偶然採用説によるとすれば、本論考は初めから、全く不用の雑考にすぎないこととなる。

しかし、実は「琴歌譜」の構成と、その成立とを「琴歌譜」自身

の内容を分析して見究めることによって、これには、偶然採用説では解決し得ない問題点があることが明らかに認められることにな  
る。

この問題点の究明のためには、まず「琴歌譜」を生み出した、時代と環境との特定性の把握を、前提として必要とする。すなわち「古代」という「時」と、「宮廷」という「場」との中に、重用されている習俗と、その基盤である「古代—宮廷」における思惟の姿態との特定性格を確認することが、まず、欠くべからざる前提条件である。

「古代」という「時」においては、特に「古事・古例」を最上の規範とする思惟が、最高の倫理となつており、それは、更に、「宮廷」という「場」において、絶対の規範倫理とされ、すべて「古事」を最上の「尊貴」とし、「古例」に合し、則することを、最高の「規範」とする「習俗」が厳守され、「古事」「古例」を「有職」と称し、その「有職」を悉知している者を「有職の人」として尊敬した。したがって「古代宮廷」における、すべての儀式、行事、及びこれにかかわる事柄は、勿論、儀式・行事に低位的に連なる「饗宴」においても、「古事・古例」は、厳格に調考され、正格に施行することを最上の必要条件としていた。

このような「古代宮廷」における思惟態の内においては、「饗宴歌」が、儀式・行事の末尾の段階に置かれ、行われるものであるとしても、その歌謡が、その場の、場あたりに、ただ偶然に採用されることは、特に「大歌」においては、基本的に許さるべきものでなかつたことは、十分に認知せられることである。

この古代思惟態は、「琴歌譜」一巻の記録にも明瞭に見取られることである。すなわち、歌謡の記載は、宮廷儀式の中でもっとも「重い」儀式である「十一月節（新嘗会—大嘗会）」の歌謡を、初めに置き、次に、正月三節の歌謡を記している。しかも更に、それぞれの、その一つの「節」中においても「重い」歌謡を初めにまとめ、「軽い」歌謡を後にまとめて記録することを基本態としている。ここに「重い」歌謡・「軽い」歌謡と称したものは、「琴歌譜」中の用語を用いれば、前者は「大歌」、後者は「小歌」である。<sup>②③</sup>

「琴歌譜」は、その「奥書」によって明らかに示されているように、大歌人が、自らの奉仕する宮廷儀式の饗宴に語る「大歌」を記録した卷子であつて、これには「小歌」は記録されていないとみるのが、在来の説である。ただ、武田祐吉博士は「小歌」も記載されていると述べられているが、それが「大歌」であり、それが「小歌」であるかは明瞭にされないままになっている。<sup>④</sup>しかし筆者は、前記した、古代宮廷における「古事・古例」を厳格に尊重する思惟態の考察を基盤として「大歌」「小歌」の見分けはなし得、更に、これに各歌謡の歌体の分析、分類及び「諳詞」の性格の見極めを加えて、確認し得ている。しかし今、本論者に必要とする要点は、古代思惟態の特性を考察基礎とする解明である故に、この解明点に限って論述を進めることとする。

すなわち、「琴歌譜」の記録者である「大歌人」たちは、演奏者として、饗宴の席で、まず「重い」歌謡（二首もしくは三首）を謡い、ついで「軽い」歌謡が謡う、饗宴歌詠法の次第である、古来の秩序知識から、初めに採りあげられている歌謡は「重い」ものであ

り、「重い」ものは由緒ある「古い」ものであるとする古代思惟に基いて、それには、必ず古い「縁記」があるべきものと考え、それを古代古典書類の中の古代伝承記録から探求して、附記している。その折、適切にその「縁記」と思われるものが見出されない場合には、更に他を探索し、それらをすべて「縁記」として一応共載し、その各々の「縁記」の末尾に、適・不適についての意見を簡略に附記している。その書記態から、大歌人が享けとっているものは、演奏のための歌詞と譜とのみであって、「縁記」はなく、「琴歌譜」記録時に、上記の古代思惟から「縁記」を探索して、特に附記しているという「琴歌譜」の構成態の一つを確かに見究め得るものである。

この附記「縁記」の最も多いのは、三つの「縁記」を記している「歌返」、他に、二つの「縁記」を記しているものに「**京都歌**」「**宇吉歌**」「**茲良宜歌**」、一つの「縁記」のみのものに、「**余美歌**」「**阿遊陀扶理**」「**酒坐歌**」があり、「**有縁記歌**」は、合計、歌曲名七種（歌数十首）であり、「縁記」十二種がある。しかも、この「有縁記歌譜」は、それぞれの（祝）節の初めにまとめ置かれ、謡われている形を、そのままに記録してある。更に、それぞれの「有縁記歌」の後に「縁記」のない歌詞が記されている。これは「**重い**」ものを前に置き、「**軽い**」ものをこの後に置くという、古代思惟による記録態であることは前述のとおりである。しかし「**琴歌譜**」の記録で、この記録態が完全に備っているのは「**重い**」（祝）節」として巻頭に記録されている「**十一月節**」の部分のみである。次の正月三節中で、最も「**重い**」（祝）節である「**元日節**」には「**重い**」歌詞の後に、実際に謡われた「**軽い**」ものの約半ばのみを

記し、後半は省略したことが注記されている。<sup>27)</sup>しかし、次の「**七日節**」「**十六日節**」の部分には、「**有縁記歌**」の記載のみで、「**無縁記歌**」の記載は全くみられない。これは、その祝節の日に「**軽い**」歌である無縁記歌が全く謡われなかったのか、あるいは、ここに記録が省略されたのかは全く不明である。ただ現存「**琴歌譜**」は伝写本であり、しかも、その書写態は完全な書写本ではなく、かなりメモ性の書写と認められる性格が多いものである。故に、この場合、記載省略と解する方が正当であると考えられる。

以上のような「**琴歌譜**」における記録態からみて、本論考の主対象歌詞である「**阿遊陀扶理**」が、「**七日節**」の折の饗宴の席に謡われる「**重い**」歌として取扱われていたことは確認されることである。

したがって、上述のように「**七日節**」の折の「**重い**」饗宴歌として、「**縁記**」を附記して「**琴歌譜**」に記録されている「**阿遊陀扶理**」の三歌詞が、この祝節に採り上げられるに至ったのは、その祝節の折に、その席で偶然的に、思いつきそのままに採用されたというようなものであるべきではなく、その採用には、然るべき事由があったと考えることが、むしろ妥当である考えられるのである。

しかし、今日まで、この「**然るべき事由**」については、全く考察がなされていない。

本論考の最終目標は、この事由の解明であることは、既に前に記したとおりであるが、なお、そこに到達する前に、本論考においては、なお「**七日節**」の儀式の意義を再検討しておかなければならぬ問題が残っている。

「琴歌譜」には「七日阿遊随扶理」と記されている。この「七日」は、正月七日の祝日を表わしていることは、更にいうまでもない。ただ「琴歌譜」には、十一月の祝節を「十一月節」と記し、正月十六日の祝節を「十六日節」と記していることからみると、前記の「七日」は、「七日節」の略であると考えられる。なお、元日の祝節の部分には「正月元日余美歌」と記してあり、これも正しくは「正月元日節」の略と考えてもよいと思う。ともかく、正月の元日・七日・十六日の祝節を「正月三節」と後には記しているものがあるが、奈良時代以前の記録には、日本書紀の天武八年正月の条に記されている、七日の詔の文中に「正月之節」「正月節」がある以外には「……節」という表わし方は見られない。しかし、かなり古くから、正月七日には祝宴が催されており、日本書紀の記録上で、もっとも古いものは、推古廿年の正月七日に「置酒宴群卿」とあり、次に、天智七年の正月七日に「宴群臣於内裏」、天武四年の正月七日に「賜宴群臣於朝廷」、天武十年の正月七日に「置酒以賜樂」とあって、その以後は、正月七日の祝宴の記録が次第に多く記されて来ている。しかし、それらの正月七日の祝宴の儀式次第及び意義については何ら記されているものがない。

この正月七日節（正月七日の祝宴）の儀式次第及び意義を見得る資料としては、「内裡式（弘仁の儀式と考えられているもの）」「内裡儀式（内裡式との成立前後関係は未決）」及び「儀式（貞観儀式と認定されている）」、更に「延喜式」が、もっとも古く確かなものであるとされており、この中「貞観儀式」の記録が、もっとも、正確詳細である。「内裡式」「内裡儀式」所収の記録も殆ど「貞観儀

式に受けとり、入れられていて、大略同内容である故に、本論考では、主として「貞観儀式」の記録に拠り、後の「延喜式」を参照として、考察を進めることとした。

正月七日の祝事を「琴歌譜」では「七日節」と称していたと考えられることは、前記のとおりであるが、内裡式には「七日会式」と記し、内裡儀式には「七日宴会式」とし、貞観儀式は「正月七日儀」と記しており、定った呼称はなかったとみ得る。しかし、本論考では「七日節」類の称を用いることとする。

七日節は、後に「白馬節」「白馬節会」と称されるようになっていく。この称名がいつ頃からのものであるか、見究める決定的資料がない。しかし、ともかく、平安時代中期の初め頃からは、諸記録や物語、歌などの文学作品には見られて来ている。この「白馬節会」という称は、七日の節会の全儀式の意義を表わしている称ではなく、儀式の後半に行われる「青馬」の引き廻しの行事が、興味多く、美しく行われるようになって「青馬節（白馬節）」と称されるに至っているのである、と考えられる。なお、この称が盛行するに至った素因のもう一つは、「青馬」を見れば、一年の邪気を払い除くという支那の伝説的思惟が享けとられ、この行事の意義に添えられるに至って後であると考えられ、この故に、七日節は、後、専ら、その「青馬」の行事に人々の関心が集中されることによって「青馬節―白馬節」とよばれるに至っているのである。

しかし、七日節の儀式は、青馬の引き廻しを見、一年の邪気を除

くのが、本来の、唯一の、意義ではなかつたことは、次に記す、貞観儀式の「正月七日儀」の行事次第に明らかである。

「正月七日儀」

(前略)、乘輿豊楽殿……(中略)……蘭司進自左近東南就版奏云御弓事奏賜止内舍人姓名叫門故尔申勅云令奏蘭司伝宣云姓名乎令申大舍人共称唯訖内舍人自逢春門一經左近南兩就版奏云御弓進止兵部省宮姓名等已上候門止申勅曰喚之内舍人称唯出喚卿称唯録已上及兵庫寮官人置櫃別櫃於高机上共昇御弓寮丞録及寮官人六人入自逢春門尋常版北一許丈東去五許尺立置退出間去一許丈御弓寮丞東卿若大輔一人独留待俵下出畢進立兩机中央奏曰兵部省奏兵庫寮奉礼正月七日乃御弓又種種矢獻乎良久申給止申訖退出無内藏寮允以下史生以上参入共拳机退出

(次イデ 宣命・敍位ノコトアリ、略)

左右馬寮牽青馬入自延明門一從頭陽堂後北上入自逢春門一經舞台北度殿庭一出自承秋門一經承歡堂後出自萬秋門一其行列也左近衛左右各五人前行左右馬寮頭次之青馬七疋在中次之左右寮允左右各一人次之青馬七疋在中次之寮属左右各一人次之青馬七疋在中次之左右寮助左右各一人次之右近衛左右各五人次之訖

(次イデ 内膳供御膳ノコト、国柄ノ奏、大歌立歌人ノ奏、舞妓ノコト、積禄ノコトアリ 略)

宣命大夫受宣命降就版宣制云天皇我詔旨良方宣示大命乎衆聞食間宣皇太子以下称唯再拜如上更宣云今日波正月七日乃豊楽間止宣皇太子以下称唯再拜如上更宣云今日波正月七日乃豊楽間酒食須日尔在故是以御酒食開惠良岐常毛見留青岐馬見退止為毛酒

幣乃御物賜止波久宣皇太子以下称唯再拜亦如上(給禄ノコトアリ 略)宴罷乘輿還宮

この儀式次第によって明瞭に示されていることは、この正月の儀式の意義の要点は、前半に行われる「御弓奏(ミクサウシ)」と、後半に行なわれる「青馬牽渡し」とである。しかし、その「青馬牽渡し」の直後、直ちに、正儀式に連なる「饗宴」の次第が始まっている。この次第の様相からうかがわれることは「御弓奏」と「青馬牽渡し」とは同格に置かれておらず、同格ではなく、「御弓奏」を「重く」取扱ひ、それに次いで、「青馬牽渡し」が行なわれている順位が認められる。しかし、「御弓奏」には「兵部省・兵庫寮」が奉仕し、「青馬牽渡し」には「左右馬寮・左右近衛」が奉仕していることからも(順位の件はあるとしても)共に「武具」にかかわる、新年初めの「奏」であることは明らかである。故に、この「七日節」の儀式の意義は、「武ノ奏」―「武ノ祝節」であることは明らかに見とられることである。

ここに「正月三節」の総合意義は、勿論「年始ノ賀ノ奏」であることはいふまでもないが、三節の初めの「元日節」は、前記のとおり「年始ノ賀ノ奏」であると共に、これは「文ノ奏」―「文ノ祝節」とも称し得る性格を主体としておられるとみられる。この故に、この「正月三節」は「元日節」の「文ノ奏」と、「七日節」の「武ノ奏」を主とし、「十六日節」は「文・武ノ奏」を正儀式とする、「饗宴」の性格内容・意義のものとして催されているものと解し得ることである。正に「十六日節」は、又「踏歌ノ節会」とも称されているように、その「節日」は専ら「踏歌―乱舞」を内実としている「饗



宴」の日である。

ここに、「阿遊随扶理」の三歌謡は、上述の如く、「武ノ奏——武ノ賀」を儀式意義とする。「七日節」の儀式に連なる饗宴の席で、「大歌（人）・立歌人」によって奏されたものが、「琴歌譜」に記録されたものであることを明確に認知し得たことになる。

以上、個々に検討を重ねて来た、その個々三つの、それぞれの結論、すなわち、

(1)「阿遊随扶理」の三歌謡の一団は、石上物部氏の保持伝承した、物部氏族伝承歌謡の血脈を索き、その圏内在伝の歌謡であることと得ること。

(2)「石上物部氏は、大和宮廷の公事に奉仕することにおいて、多く『武』の家柄として、『武』の職掌において奉仕した氏族であること。

(3)「正月七日節は、正月三節の中、特に、『武ノ奏』による『武ノ賀』としての儀式性格の節会であること。」

の、三結論を重ね合せることによって、知得される最終結論は、本論考が意図した探究の主目標である、

「琴歌譜所載所伝の『阿遊随扶理』三歌謡の一連が、特に、正月七日節の饗宴の席に採りあげられ、「重い」歌謡——大歌として謡われたものであるという事実の『然るべき由縁・事由』の解明」を果し得たとし得るのではないかと考える次第である。

一九六四・五・十

## 注

①②③「陽明文庫所載 琴歌譜」は、唯一の現伝本である。これには、各々の初頭に、歌曲名を記し、その直下に、細字二行書の書体で、歌謡の原形を記している。これを、筆者は、「歌詞」と称することにしている。この歌曲名・歌詞の次に「琴歌」の「譜」が記されており、その譜中に、曲譜に併せて、謡われた折の歌の詞が記されている。これを、「歌詞」と區別して、「譜詞」と称することにしている。

なお、歌番号については、「琴歌譜」の記録態は、前記のとおり、「歌曲名・歌詞・譜（譜詞を含む）」の形を基準態としているが、中に「歌曲名・歌詞」のみで「譜」の記載がないもの（正月元日節の「片降」）、又、「歌曲名・譜」のみで「歌詞」のないもの（十一月節の「大直備歌」）、各々一例ずつある。この中、歌詞の記載のない「大直備歌」の歌は、同じ十一月節の「片降」の歌詞が別譜で謡われているものであることが註記されており、譜中にはその歌が譜詞として記されている。筆者は、実際に謡われた歌（譜詞）の、演奏歌数によって、歌番を附けるのが、「琴歌譜」としては、もっとも妥当であると考えた故に、譜詞による歌番号を附し用いている。故に、それは、「琴1」から「琴22」までの二十二首として取扱う。武田祐吉博士の「全譜」では、記載歌詞の実数によって番号を附けられているので、二十一首としての番号である。故に「正月元日余美歌」からは、

一番ずつ番号が少なく(若く)なっているので注意される必要がある。

④「『阿遊庵扶理』考」と題して、古代文学会研究発表大会(38年10月)に研究発表した。近く、別誌に発表の予定である。

⑤「琴歌譜」所収の全「縁記」に関しては「琴歌譜の有縁起歌」と題した、既発表の小論を参照願いたい。(国学院雑誌、57巻3号、31年6月)

⑥「石上振之神杉(10・一九二七)」「石上振乃神杉(11・二四一七)」「石上振乃山有杉村乃(3・四二二)」「石上振里(9・一七八七)」「石上袖振川(12・三〇一三)」「石上振之高橋(12・二九九七―前引用歌)」「石上振之早田(7・一三五三、9・一七六八)」「石上振乃尊(6・一〇一九)」「石上零十方(4・六六四)」。上記の他に、「布留」の地名のみを用いている用例として、「未通女等之袖振山(4・五〇一)」「処女等乎袖振山(11・二四一五)」「振山從直見渡(9・一七八八)」及び「古毛如此聞乍哉偲兼 此古河之(7・一一一一)」がある。

⑦「西」は「南」の間違いであろうとみられる。あるいは誤植か。

⑧続々群書類従、第十一、宗教部所収。

⑨簡井英信氏編「東大寺要録」中の、第六「封戸水田章第八」所収。

⑩なお、「延喜式神紙九 神名式上」中の「添上郡」中に

「高橋神社」の社名が記されているのを、更に例証としてあげられているが、添上郡内であるとしても、この社名が、高橋川畔の「高橋」と同地のものであるかは、立証不十分であり、現在は、地名「高橋」の多数性の証たるにすぎない。更に「添上群辰市村大字杏字高橋」の地名が併記し、資料として記されているが、これも前同様の疑問が存する。

⑪増訂万葉集全註釈九・三二一頁、「二九九七」の「釈」中に記されている。

⑫「志昆」伝承研究序説(古事記年報七35年6月)、及び「日本書紀成立における氏族の傾斜の一影」(古代文学第一号、36年12月)を参照願いたい。

⑬万葉集歌(二九九七)は、一首としては、定型短歌として出来上っており、「阿遊庵扶理」の古代民謡性とは、歌態としては距りが既に認められ、「阿遊庵扶理」におけるごとく、直ちに、この万葉集歌一首を、物部氏氏族伝承歌圈内のものであるということは、差しひかえねばならないのであり、物部氏氏族伝承歌譜に見られる特定表現の要約既成句を、表現技巧(この場合、序詞)として採り入れて、一首を構成しあげているのであって、出き上った一首としては、物部氏氏族伝承歌譜圏外の歌とみなすべきものである。故に、この部分の、一首論としての論述からは除いた。しかし、この処置は表現技巧の用句として用いている「上二句」における用法上の血

縁性までを否定するものではない。

⑭本論考において、物部氏の「武」の職掌に關しての詳論は、本文中に上記した事由によつて、これを重ね論述するの必要はないことである。ただ、しかし、一応、本論述の主旨の線を通すための便宜の補助として、次に、その立証資料を並記しておくこととした。

〔天武紀・元年〕……於是大友皇子、走無所入。乃遷隱山前、以自縊焉。時左右大臣及群臣皆散亡、唯物部連麻呂且一二舍人從之。……」

〔天武紀・五年〕。冬十月……甲辰、以大乙上物部連麻呂為大使、大乙中山背直百足為小使、遣於新羅。」

〔天武紀・六年〕。三月癸巳朔。物部連麻呂、至自新羅。」

〔天武紀・十年〕十二月。癸巳田中臣鍛師、柿本臣媛、物部連麻呂……并老捨人授小錦下位。」

〔天武紀・十三年〕十一月戊申朔大三輪君、大春日臣……物部連……凡五十二氏賜姓曰朝臣。」

〔天武紀・朱鳥元年〕九月。丙午、天皇病遂不差、崩于正宮。戊申、始發哭。……乙丑日諸僧尼亦哭於殯庭。……次直広參石上朝臣摩呂謀法官事。……」

〔持統紀・三年〕九月庚辰朔己丑、遣直広參石上朝臣麻呂、直広肆石川朝臣虫名等筑紫給送位記且監新城。」

〔持統紀・四年〕春正月戊寅朔、物部麻呂朝臣、樹大

唐、神紙伯中臣大嶋朝臣詠天神壽詞畢。」

〔持統紀・五年〕八月。辛亥。詔十八氏大三輪、雀部、石上、藤原、石川、巨勢、膳部、春日、上毛野、大伴、紀伊、平群、羽田、阿部、佐伯、采女、穗積、阿曇上進其祖等纂記。」

〔持統紀・五年〕冬十月。庚寅假賜……直広老石上朝臣麻呂、直広式藤原朝臣不比等、並(實人)五十人。」

○続日本紀

〔文武・四年〕己未、以直大老石上朝臣麻呂為筑紫惣領。……」

〔文武・大宝元年〕三月。正從二位中納言大老石上朝臣麻呂……正正三位。……中納言正正三位石上朝臣麻呂、並為大納言。」

〔文武・大宝元年〕七月。是日左大臣正二位多治比真人島薨。……又遣三品刑部親王、正二位石上朝臣麻呂就第弔賻之。」

〔文武・大宝二年〕八月。辛亥、以正三位石上朝臣麻呂、為太宰師。」

〔文武・大宝三年〕四月。是日、右大臣從二位阿部朝臣御主人薨。遣從三位石上朝臣麻呂等弔賻之。」

〔文武・慶雲元年〕正月。癸巳、詔以大納言從二位石上朝臣麻呂為右大臣。无位長屋王授正四位上。……」

〔元明・和銅元年〕元旦。……從二位石上朝臣麻呂、從

二位藤原不比等並正二位。……」

〔元明・和銅元年〕正月二日。……右大臣正二位石上朝臣麻呂為右大臣。……」

〔元明・和銅三年〕三月。辛酉。始遷都于平城。以左大臣正二位石上朝臣麻呂（百七）為留守。……」

〔元正・養老元年〕三月。癸卯、左大臣正二位石上朝臣麻呂薨。……」

〔聖武・神龜元年〕二月。石上朝臣乙麻呂……從五位下。……」

〔聖武・神龜元年〕十一月。己卯、大嘗、備前國為由機、播磨國為須機、從五位下石上朝臣勝男、石上朝臣乙麻呂、從六位上石上朝臣諸男、從七位上榎井朝臣大嶋等、率內物部、立神楯於齋宮南北二門。……」

〔聖武・天平四年〕九月。……從五位上石上朝臣乙麻呂、為丹波守。……」

〔聖武・天平十六年〕九月。甲戌、遣巡察使於畿内七道……從四位上石上朝臣乙鷹、為西海道使。……」

〔聖武・天平十八年〕四月。……從四位上石上朝臣乙麻呂為常陸守。……」

〔聖武・天平勝宝元年〕七月。……從三位石上朝臣乙麻呂、……為中納言。……」

〔孝謙・天平勝宝二年〕九月。丙戌朔、中納言從三位兼中務卿石上朝臣乙麻呂薨。……」

〔淳仁・天平宝字五年〕十月。上總守從五位上石上

朝臣宅嗣、為（遣唐）副使。……」

〔淳仁・天平宝字七年〕正月。……從五位上石上朝臣宅嗣、為文部大輔。……」

〔淳仁・天平宝字八年〕正月。……從五位上石上朝臣宅嗣、為（太宰）少貳。……」

〔稱徳・天平神護元年〕二月。……從四位下石上朝臣宅嗣、為中衛中將、常陸守如故。……」

〔稱徳・宝龜元年〕八月。癸巳、天皇崩于西宮寢殿、春秋五十三、左大臣從一位藤原朝臣永手、右大臣正二位吉備朝臣真備、……參議式部卿從三位石上朝臣宅嗣、……等、定策禁中、立諱為皇太子。……」

〔稱徳・宝龜元年〕九月。乙亥。……從三位石上朝臣宅嗣、為大宰師。……」

〔光仁・宝龜二年〕十一月。癸卯、御太政宮院、行大嘗之事。……參議從三位式部卿石上朝臣宅嗣、……立神楯。……」

〔光仁・宝龜六年〕十二月。甲申、從三位石上朝臣宅嗣、賜姓物部朝臣、以其請願。……」

〔光仁・宝龜十年〕十一月。甲申。勅、中納言從三位物部朝臣宅嗣、宜改物部朝臣、賜石上朝臣。……」

〔光仁・宝龜十一年〕二月。丙申朔。以中納言從三位石上朝臣宅嗣、為大納言。本官如故。……」

〔光仁・天応元年〕六月。辛亥。大納言正三位兼式部卿石上朝臣宅嗣。薨。詔、贈正二位。……」

〔光仁・天應元年〕六月。辛亥。大納言正三位兼式部卿石上朝臣宅嗣。薨。詔、贈正二位。……」

⑬「降横刀」の注の文中、「此刀者坐石上神宮」は、在來、石上神宮の鎮座祭祀の由來傳承として取扱われており、第二番目の「亦名」の「布都御魂」を主祭神名として、古くから尊信し、祭祀されて來ていとされてゐる。しかし、この「注ノ文」以外には、記紀兩書共に、主祭神を明記しないで、ただ「武」の神としての尊信・祭祀的行為（刀劍奉納などのこと）を傳承してゐるのみである。しかも、この「注ノ文」の表記態は、尊い「刀」として、石上神宮に奉納された「刀」が、この「注ノ文」の附記・附加された時に、なお石上神宮に在ることを註記してゐるのにすぎないのであり、決して、主祭神鎮座縁記文とは認めがたいものである。なお、先代旧事本紀所載のこれに関する傳承は、この「注ノ文」を鎮座縁起として享受したことを起点とする、意義拡大傳承であると認められる故、資料としての信憑価値は殆ど認めがたいものである。故に、本論考は、石上神宮の主祭神名は、現存の古代古典資料には伝えられておらず、不明であるとする見解を根拠としてゐる。なお、石上神宮を、「武」の神を祀る、「武」の社とする思惟も、この「注ノ文」を主祭神鎮座縁起とする考え方に端を發してゐるものであり、「刀劍」の「奉納」「在藏」の傳承記録、及び、それによる、後の「奉納」記録なども、この鎮座縁起とする考え方の發生以後、その考え方の成育過程に添つて生出した「傳承」の記録であり、「行為」の記録である

とみるべきであるとするのである。なお、この見解は、石上神宮の主祭神不在説ではない。「石上神宮」の表記は、「石上ノ神ノ宮」と解すべきものであり、これは、本源としては、「石上」の地の「国魂ノ神」国主ノ神を祀る「宮」であつたとみるべきである。ただ、「国魂ノ神」という抽象的理想神が併有すると古代人が願ひ、考へた「文・武」の靈威の中、「武」の面の靈威感が強調享受されて、「石上神宮」は「武」の社とされ、それへの尊信思惟が、記紀傳承にみられる。「刀劍」の「奉納」「在藏」の傳承を生み出し、更に尊信意強化のために、起源上昇傳承を更に作出したのであり、記紀の傳承は、それらの傳承記録とみるべきである。しかして、これらの作意的傳承及び、その記録思惟を起点として、記紀その他の古代古典記録は、「石上神宮」を「武」の社とする時代における記録のみとなつてゐるのである。なお、この見解については、本文の後半部で重ねて論述記することである。

⑭は、注⑬参照。

本文に記した以後の経歴については、注⑭参照

⑮日本書紀・天武紀十二年九月の条にある「凡卅八氏、賜姓曰連」の中に、「物部首」と「石上部造」とがみえてゐる。しかし「物部連麻呂」の表記が、天武紀元年の「壬申紀」中、及び、五年、六年、十年の記録にあり、既に早くから、この十二年の記録は疑問とされてゐるも

のである。故に、本論考においては、これを、一応、資料から除き、参考の所置に残した。

⑩「十二年甲申 從三位石上朝臣宅嗣 賜姓物部朝臣一以<sub>レ</sub>其請願。」(宝龜六年)

「甲申、勅、中納言從三位物部朝臣宅嗣宣<sub>レ</sub>改<sub>レ</sub>物部朝臣賜<sub>レ</sub>石上大朝臣。」(宝龜十年)

⑪上記の、筆者の見解の中、物部氏族の、石上神宮奉仕の端初に関する論述は、前引用の、垂仁紀八十七年春二月の条に収められている伝承の記録と抵触するものと享けとられる恐れがあるかもしれない。しかし、本論考は、物部氏が、公式に、國家的職掌として、石上神宮に奉仕するようになった時期を探究することに主眼を置いているのであり、石上神宮が、公的に國家的神社となる以前、石上の布留の地にあつて、その地域の「国魂ノ神」の社であつた期間における、その地の氏族との、私的奉仕關係の起源を明らかにしようとしたのではない。「石上ノ神ノ宮」は、垂仁紀三十九年の条、及び、その「一云」、更に、同じく八十七年の条に所収されている、形成伝承の記録から感じとられるような、遠い起源と、古い由縁とを有するものであるとしても、その鎮座、更に、宝物としての刀劍類の奉獻のことなどが、事実として、垂仁代のことと記されていることは、記録として、きわめて信憑性の稀薄なことである。(注⑩参照)この「石上ノ神ノ宮」にかかわる伝承とみられるものが、垂

仁紀のこととされ、記録されるに至っている。その伝承成立は、恐らく、同じく垂仁紀に収記されている。次の伝承記録、

「(垂仁) 廿六年秋八月、戊寅朔庚辰、天皇勅<sub>レ</sub>物部十千根大連曰、屢遣<sub>レ</sub>使者於出雲國<sub>レ</sub>。雖<sub>レ</sub>檢<sub>レ</sub>校其國之神宝<sub>レ</sub>。無<sub>レ</sub>分明申言者<sub>レ</sub>。汝親行<sub>レ</sub>子出雲<sub>レ</sub>。宜<sub>レ</sub>檢校定。則十千根大連校<sub>レ</sub>定神宝<sub>レ</sub>。而分明奏言之。仍令<sub>レ</sub>掌<sub>レ</sub>神宝<sub>レ</sub>也。」

「(垂仁) 廿七年秋八月、癸酉朔己卯、令<sub>レ</sub>祠官<sub>レ</sub>卜<sub>レ</sub>兵器為<sub>レ</sub>神幣<sub>レ</sub>吉之。故弓矢及横刀納<sub>レ</sub>諸神之社。仍更定<sub>レ</sub>神地神戸<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>時祠之。蓋兵器祭<sub>レ</sub>神紙始興<sub>レ</sub>於是時<sub>レ</sub>也。是歲、興<sub>レ</sub>屯倉于来目邑。」

などを、一つの拠典として、垂仁代まで、起源伝承の年代遡上を作為し、「石上ノ神ノ宮」の起源、又、それに奉仕した物部氏族またその他の氏族との結縁を、きわめて古いものとし、それを尊貴化することを希求する起源伝承性に添って構成されているとみるべきである。このことは、例えば、垂仁紀三十九年の条の「一云」の後半部の「是時神乞之言……」又、同じく八十七年の条の末尾に記されている「故物部連等 至于今治石上神宝 是其縁也」のような、自族地位の尊貴化のための文が附記せられている記録態からも十分に認知され得ることである。故に、本論考においては、垂仁紀の、この三資料は、第一資料としては取扱わないこととしている。なお、後附記の、先代旧事本紀及び新撰姓氏録も、垂仁紀

三資料と大略同態のものとして、ここに参考に記すのみにとどめた。

(先代旧事本紀・天孫本紀)

磯城瑞籬宮御宇天皇御世 詔大臣<sub>ニ</sub>為<sub>ニ</sub>班<sub>ニ</sub>神物<sub>ニ</sub>定<sub>ニ</sub>天社<sub>ニ</sub>国社<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>物部八十手所<sub>ニ</sub>作祭<sub>ニ</sub>神之物<sub>ニ</sub>祭<sub>ニ</sub>八十万群神<sub>ニ</sub>之時 遷<sub>ニ</sub>建布都大神<sub>ニ</sub>社於大倭<sub>ニ</sub>国山辺郡石上邑<sub>ニ</sub>則天祖授<sub>ニ</sub>饒速日尊<sub>ニ</sub>自<sub>ニ</sub>天受<sub>ニ</sub>来<sub>ニ</sub>天爾瑞宝<sub>ニ</sub>同共藏斎<sub>ニ</sub>号曰<sub>ニ</sub>石上ノ大神<sub>ニ</sub>(以下略)

(新撰氏録、大和国、皇別)

布留宿弥

柿本朝臣同組 天足彦国押人命七世孫、米餅搗大使主命之後也、男木事命 男市川臣 大鷦鷯天皇御世平遠<sub>ニ</sub>倭賀<sub>ニ</sub>布都努斯神社於石上郷布瑠地高庭之也 以<sub>ニ</sub>市川臣<sub>ニ</sub>為<sub>ニ</sub>神主<sub>ニ</sub>四世孫額田臣 武藏臣

齋明天皇御世 宗我蝦夷大臣号<sub>ニ</sub>武藏<sub>ニ</sub>曰<sub>ニ</sub>物部首并神主首<sub>ニ</sub>因<sub>ニ</sub>茲失<sub>ニ</sub>臣姓<sub>ニ</sub>為<sub>ニ</sub>物部首<sub>ニ</sub> 男正五位日向

天武天皇御世 依<sub>ニ</sub>社地名<sub>ニ</sub>改<sub>ニ</sub>布瑠宿弥姓<sub>ニ</sub>日向三世孫邑智等也」

②① 『志昆』伝承研究序説(古事記年報七・35年6月)「日本書紀成立における氏族の傾斜の一影」(古代文学 第一号・36年12月)・「志昆伝承附随歌謡の性格」(日本文学論究、第二三冊・38年12月)を参照願えれば幸である。

②② 「記紀における片哥」(古事記学会研究発表会発表・38年4月)の中で、前提論として発表した。これは、近く

別誌に発表の予定である。

②③ 琴歌譜所収の歌謡が、宮廷儀式の饗宴歌として謡われた、平安時代初期頃においては、「大歌」の名称はよしとするも、「小歌」という呼称を用いて記すことは、時代上から、適当でないと筆者は考えており、その頃は、「大歌・立歌」が「大歌人、立歌人」によって奏されたとみられる。「大歌・小歌」の記録表記は、平安時代中期以後の様態である。しかし、本論考においては、便宜上、在来の通用である「大歌・小歌」の様態で記すこととした。なお小論「琴歌譜注記『自余小歌同十一月節』」(日本歌謡集成―再刊本、月報 35年8月)を参照願えれば幸である。

②④ 武田祐吉博士著「記紀歌謡集全講・附、琴歌譜歌謡集全講」(31年5月刊)の「古代歌謡解説」の「三、琴歌譜」(3頁)にある説。

②⑤ ②⑥は、注②に記した、「琴歌注譜記『自余小歌同十一月節』」の小論を参照願いたい。

②⑥ 「琴歌譜の有縁起歌」(国学院雑誌、57巻3号、31年6月)を参照願いたい。

②⑦ 注記は、「自余小歌同十一月節」とある。これについては、注②に記した「琴歌譜注記『自余小歌同十一月節』」の小論を参照願いたい。